

平成27年6月 日

事業者各位

(公社) 岩手県トラック協会
(公証印省略)

自動車事故報告書の提出並びに事故速報の徹底について

今般、国土交通省から自動車事故報告規則に基づき報告が義務付けられている「自動車事故報告書」「速報事案」(別紙参照)について、報告書の提出の徹底並びに速報事案の追加がありましたので、事故が発生した場合には規則に基づく報告を行うようお願いいたします。

追加された速報事案

○脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故。

■報告を要する事故の一覧

	事故の種類
1	自動車 that 転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触したもの。
2	10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3	死者又は重傷者を生じたもの
4	10人以上の負傷者を生じたもの
5	自動車に積載された危険物等の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
6	自動車に積載されたコンテナが落下したもの
7	操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4に掲げる障害が生じたもの
8	酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
9	運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
10	救護義務違反のあったもの
11	自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
12	車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る）
13	橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両（軌道車両を含む。）の運転を休止させたもの
14	高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
15	1から14までに掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必用と認めて報告を指示したもの

■速報を要する事故の一覧

	事故の種類
	自動車 that 転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触したもの（旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者等（以下「旅客自動車運送事業者等」という。）が使用する自動車が引き起こしたものに限る。）
	2人（（旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こした事故にあっては、1人）以上の死者を生じたもの
	5人以上の重傷者を生じたもの
	旅客に1人以上の重傷者を生じたもの
	10人以上の負傷者を生じたもの
	自動車に積載された危険物等の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）
	酒気帯び運転を伴うもの
	前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必用と認めて報告を指示したもの

※事故に関し、報道機関による報道又はそのための取材があった場合及び社会的影響が大きいと認められる場合については、速報するよう努めなければならないこととされている。（平成21年11月20日国土交通省告示第1224号）